

# 「貸金業関係法令集 第4版」正誤表

平成22年1月18日発行

頁	段	行数等	本文の表記	訂正後の表記
目次の2頁目	—	右から22～23行目	○苦情処理及び相談対応に規則 ○「苦情処理及び相談対応に規則」に関する細則	○苦情処理及び相談対応に関する規則 ○「苦情処理及び相談対応に関する規則」に関する細則
10頁	—	右から2行目	*本表の見方は5頁をご参照下さい。	*本表の見方は8頁をご参照下さい。
11頁	1段目	本文右から29～30行目	・・・資金 需要者等の利益を・・・	・・・資金需要者等の利益を・・・
29頁	3段目	右から1行目	一 法第二十四条の六の四第一項	一 法第二十四条の六の四第一項
52頁	3段目	右から25行目	記載した・・・ときは、遅	<del>記載した・・・ときは、遅</del>
55頁	1段目	右から23行目	▼第一号につき第罰則第四十八条	▼第一号につき罰則第四十八条
100頁	1段目	右から22～23行目	第一項又は第四項	<u>第一項前段又は第四項前段第一項又は第四項</u> (※「法令集第4版」では、下線部は明朝文字で表記されていますが、ゴシック文字としてお読み願います。)
310頁	3段目	右から24行目	・・・である場合当該貸金業・・・	・・・である場合 当該貸金業・・・
310頁	3段目	右から28行目	・・・以外の場合第四号・・・	・・・以外の場合 第四号・・・
310頁	3段目	右から29行目	・・・定める書類第十条第四号新貸金業法・・・	・・・定める書類 第十条 第四号新貸金業法・・・
345頁	上段	右側様式下部	※別紙様式第6号の改正規定は、平成19年3月28日から施行する。	(削る)
359頁	1段目	右から17～39行目	日賦貸金業者についての特例 8 日賦貸金業者が・・・適用しない。 9 前項に規定する・・・取り立てること。 10 日賦貸金業者は、・・・営んではならない。 11 日賦貸金業者についての・・・「出資の受入れ、預り金及	<del>日賦貸金業者についての特例 8 日賦貸金業者が・・・適用しない。 9 前項に規定する・・・取り立てること。 10 日賦貸金業者は、・・・営んではならない。 11 日賦貸金業者についての・・・「出資の受入れ、預り金及</del>
359頁	2段目	右から1～13行目	大蔵省令第四十一号 出資の受入れ、・・・内閣府令 出資の受入れ、・・・五人以下であるものとする。	<del>大蔵省令第四十一号 出資の受入れ、・・・内閣府令 出資の受入れ、・・・五人以下であるものとする。</del> (※「法令集第4版」では、下線部は明朝文字で表記されていますが、ゴシック文字としてお読み願います。)
361頁	2段目	右から1～12行目	政令第二百十四号(平成三年六月十四日) 出資の受入れ、・・・定める政令 出資の受入れ、・・・六万八千円とする。 附 則 この政令は、公布の日から施行する。	<del>政令第二百十四号(平成三年六月十四日) 出資の受入れ、・・・定める政令 出資の受入れ、・・・六万八千円とする。 附 則 この政令は、公布の日から施行する。</del> (※「法令集第4版」では、下線部は明朝文字で表記されていますが、ゴシック文字としてお読み願います。)
369頁	1段目	左から5行目	<del>2-3</del> 前二項の規定の適用については、	<del>2-3</del> 前三項の規定の適用については、
474頁	1段目	左から2行目	第9条第2項第2号、	第9条第2項、
476頁	3段目	右から1行目	(3) 貸付自粛の依頼が・・・	(4) 貸付自粛の依頼が・・・
		右から6行目	(4) 貸付自粛の依頼が・・・	(5) 貸付自粛の依頼が・・・
		右から9行目	(5) 貸付自粛の依頼が・・・	(6) 貸付自粛の依頼が・・・
		右から12行目	(6) 貸付自粛情報が・・・	(7) 貸付自粛情報が・・・
		右から15行目	(7) 貸付自粛の登録が・・・	(8) 貸付自粛の登録が・・・

※この正誤表は、日本貸金業協会発行の「貸金業関係法令集」(平成21年6月24日第四版)に対応しております。